

テーマ② 「政策」を軸に自治体経営の新しい仕組みを考える

・・・政策形成過程への区民参加（区民意見の反映）

●区民意識調査結果を反映した施策の重点化

【基本計画（分野別計画）の重点施策選定の考え方】



【2007 年度調査の分析】

- 区民ニーズと重点施策との対応 → マッチしている 10 分野、ズレている 6 分野
- 施策重点化の状況（新規拡充事業の重点施策からの選定状況）
→ 19 年度予算 51%、20 年度予算 45%（※政策分野によってばらつきが大きい）

【改善の方向性】

- 区民ニーズとズレている重点施策や重点化のあり方の見直し
- 意識調査の設問表現や設問方法、設問体系等の調査手法の改善
- 基本計画の進行管理への継続的な区民参加の仕組みづくり

●政策 e モニター制度の試行・検証

【試行実施の概要】

無作為抽出による呼びかけ 5000 人、応募数 501 人、モニター数 250 名（抽選）
実施期間 H19.10～20.2 毎月 1 回 5 問程度の簡単なアンケートを実施（計 5 回）

【検証結果…新たな参加手法としての可能性】

- 無作為抽出による効果
→ 新たな参加の掘り起こし、30～40 歳代中心に幅広い年齢層からの参加
- 双方向的なコミュニケーションの可能性
→ 毎回 90% 以上の回答率、77% が継続参加を希望、記述式設問への積極的な回答

●自治の推進に関する基本条例の関連する条文

（自治推進委員会の設置）

第6条 自治の円滑な推進を図るために、区長の附属機関として自治推進委員会を設置する。

2 自治推進委員会は、この条例の運用及び見直し、この条例の理念を発展させるための諸制度及び組織機構のあり方その他の自治の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議を行い答申するとともに、自ら区長に対して提言することができる。

3 区長は、前項の答申及び提言を尊重し、豊島区の自治を推進する施策に反映させなければならない。（協働事業）

第 26 条 区長等は、公益的な目的を共有する活動団体、教育機関その他の事業者等との協働事業を推進するために、支援その他の必要な施策を講じることに努めるものとする。

（地域における協議会）

第 27 条 区長は、区民との協働によるまちづくりを推進するために、一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置することができる。

2 区長は、前項に定める協議会を設置する場合は、多様な区民が参加できるように配慮するとともに、その運営については、できるかぎり区民の自主性に委ねるものとする。

（基本構想及び計画行政）

第 40 条第 3 項 区長は、政策の立案に当たって地域の課題等を区民と共有するとともに、区民との協働による政策の立案及び実施に努めなければならない。

参加と協働のまちづくりを推進するために

－豊島区自治推進委員会 中間報告の概要－

豊島区は、平成 18 年 4 月 1 日に、参加と協働のまちづくりを基本理念とする「豊島区自治の推進に関する基本条例」（自治推進基本条例）を施行しました。

この条例の理念を具体化するため、自治推進委員会を設置し、推進施策の検討を進めています。

このたび、委員会の中間報告がまとまりました。

委員会では、21 年 2 月予定の最終答申に向け、この中間報告を広く公開し、区民の皆さまからの幅広い意見を反映させながら、審議を進めていきたいと考えています。

たくさんの皆さまからのご意見をお待ちしています。

自治推進委員会とは

自治推進基本条例に基づいて平成 19 年 2 月に設置された区長の附属機関です。

区民委員 11 名（公募委員 3 名）を含む 20 名の委員から構成されています。

区長の諮問を受け、2 年間の任期で審議を進めています。

* 中間報告の全文と委員会の審議経過（会議録等）は区のホームページでご覧になれます。

URL: http://www.city.toshima.tokyo.jp/jiti/iinkai/iinkai_index.html

* 中間報告の冊子をご希望の方、ご意見の提出は、下記担当まで

豊島区区民部区民活動推進課 自治協働推進担当

〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1

電話03-3981-1674 FAX03-3981-1213

E-mail: A0029142@city.toshima.lg.jp



ふたつの部会に分かれて検討しました

地域協議会部会

テーマ① 「地域」を軸に参加・協働の仕組みを考える

具体的には？

地域の様々な課題について、幅広い区民の皆さんが参加し、課題を共有し、解決に向けて話し合う場として、一定の地域区分ごとに設置する「**地域協議会**」のあり方について検討しています。

地域協議会の意義や必要性、組織や役割についての基本的な考え方を中間報告としてまとめました。

協働・政策部会

テーマ② 「政策」を軸に自治体経営の新しい仕組みを考える

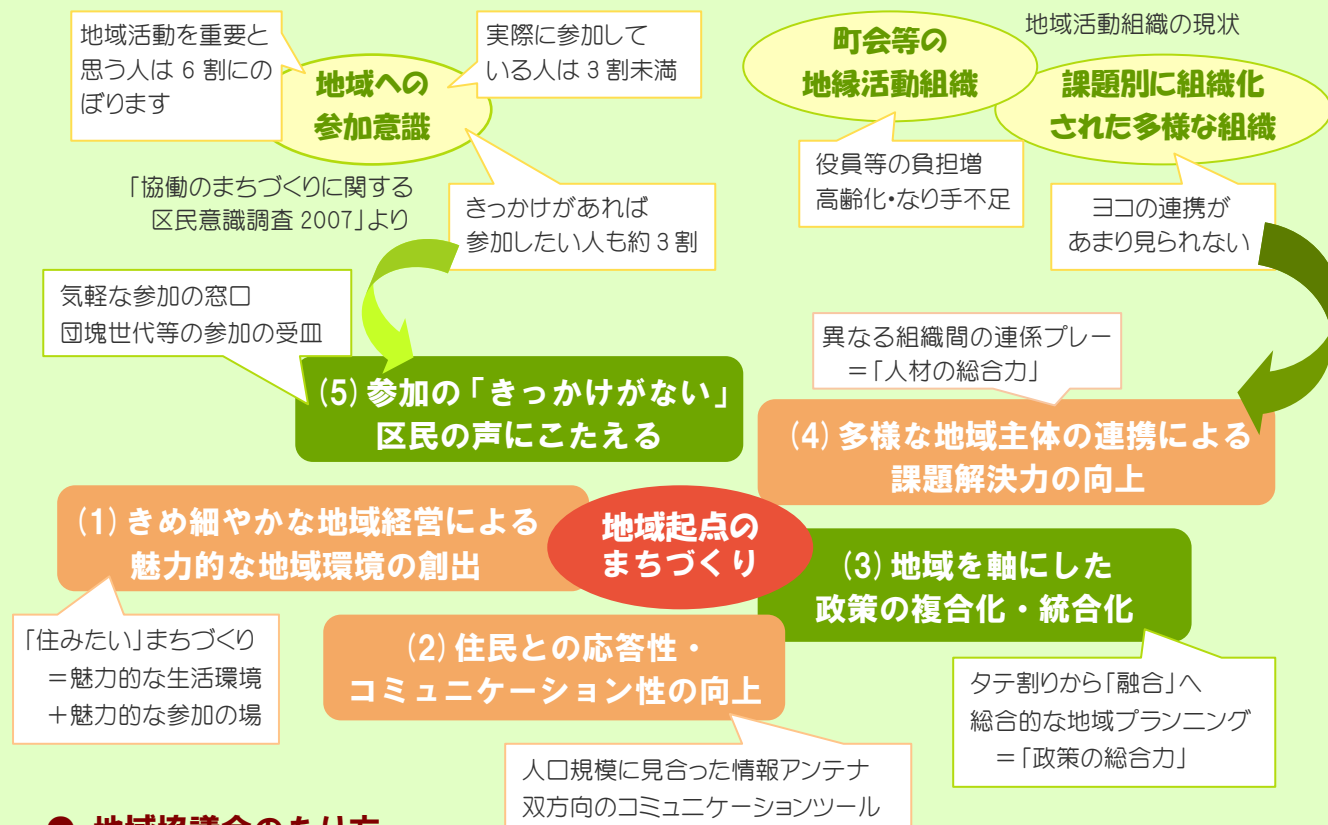
具体的には？

政策を決定する過程での「**区民参加**」のあり方や、決定された政策に基づいて事業を実施する過程での「**地域協働**」のあり方について検討しています。

地域協働の支援策として、**補助金制度や公益的な区民活動組織への事業委託制度**などをとりあげ、現状の施策の問題点を分析し、改善の方向性を中間報告としてまとめました。

テーマ① 「地域」を軸に参加・協働の仕組みを考える・・・地域協議会のあり方

● 地域協議会の意義と必要性



● 地域協議会のあり方

【設置エリア】

22 区分(小学校区・人口規模約 1 万人)から 3 区分(人口規模約)の範囲で様々な区分を比較検討しました。

- ハードのまちづくりを考えるには小学校区では狭い
- あまり広すぎると地域としての一体感が持ちにくい

想定されるエリア＝8～12 区分
(人口規模 2～4 万人)

【組織・構成】

規模(人数)やメンバー構成(既存の地域活動組織からの選出、公募選出)のあり方について検討しました。

- 合意形成に適した会議の人数と気軽な参加の窓口
- 活動組織間のヨコの連携と新たな参加の掘り起こし

意思決定＋活動の 2 つのレベル
既存組織の活用＋一定割合の公募

【役割・位置づけ】

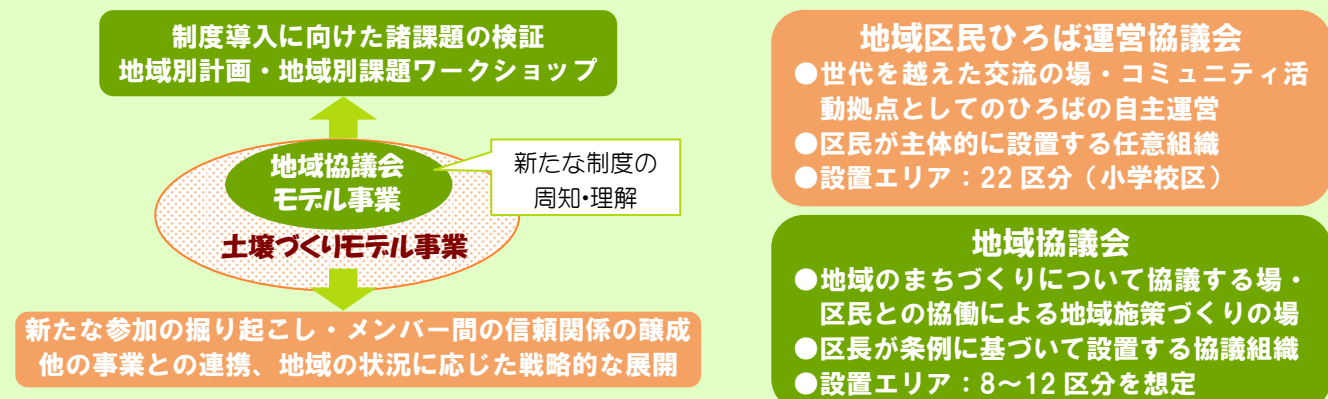
協議会が担う 4 つの機能(情報共有・協議・提案・課題解決)や条例上の位置づけ等について検討しました。

- 単なる情報共有・意見交換の場にはとどまらない
- 自治推進基本条例に基づき区長が設置する協議会

合意形成を図り区に提案していく場
条例による設置・包括的な役割規定

● 制度導入に向けた留意点

【モデル事業のあり方】



テーマ② 「政策」を軸に自治体経営の新しい仕組みを考える

・・・政策の実施過程での協働（地域協働）の支援策

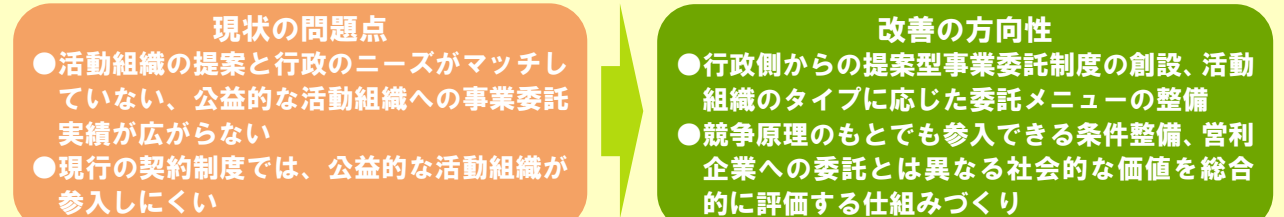
● 資金助成－区民活動支援事業補助金

地域協働のパートナーとなる公益的な活動組織の活動基盤を強化するための経済的な支援策として、区民活動支援事業補助金制度のあり方を「地域協働」の視点から見直しました。



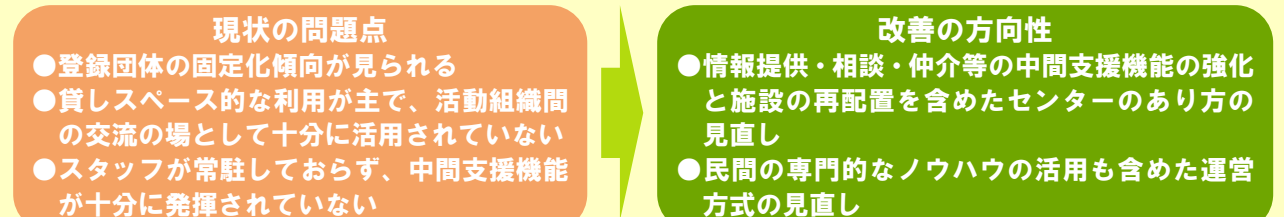
● 事業委託－協働事業提案制度

現在区が行っている事業、今後区が取り組むべき事業で、公益的な区民活動組織がその特性を活かして実施できる事業を「委託」という手法で広げていくための仕組みづくりについて検討しました。



● 中間支援機能－区民活動センター

公益的な区民活動組織と行政や企業等の資源提供者とを結びつける機能を中間支援と位置づけ、そうした機能を担う拠点施設として、区民活動センターのあり方を見直しました。



● 支援策の効果的な展開・モデル事業のあり方

草の根型から事業型まで、区内の活動組織は規模もタイプも様々で、支援ニーズにも違いが見られます。活動組織のタイプに応じた補助金や事業委託のメニューを整備し、ニーズに応じて選択できるよう、支援策の一体的な活用を図ります。

